

# 青森県報

第二千四百八十号

平成十七年  
五月二十三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

救急病院の廃止	………	(医療業務課)	…	一
救急病院の設置	………	(同)	…	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	………	(高齢福祉課)	…	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	………	(同)	…	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	………	(同)	…	三
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	………	(同)	…	四
保安林の指定施設要件の変更予定	………	(林政課)	…	四
公共測量の実施	………	(監理課)	…	五
廃川敷地等の公示	………	(河川砂防課)	…	五
公 告				
青森県徴税吏員証の無効	………	(税務課)	…	五
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	………	(県民生課)	…	六
出先機関				
土地改良区の役員の就任及び退任	………	(東地方農林水産事務所)	…	六
土地改良区の役員の退任	………	(同)	…	六
土地改良区の役員の就任及び退任	………	(三戸地方農林水産事務所)	…	七

土地改良区の役員の住所変更

(上北地方農林水産事務所) ……七

### 正 誤

平成十七年三月三十日号外第三十号規則中 …… (人事課) ……八  
 平成十七年三月三十日号外第三十三号訓令中 …… (同) ……八  
 平成十七年五月十八日定例教育委員会中 …… (義務教育課) ……八

### 告 示

### 示

青森県告示第四百四十四号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
藤崎町国民健康保険藤崎病院	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目二

青森県告示第四百四十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十七年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	藤崎町国民健康保険 藤崎病院
所 在 地	南津軽郡藤崎町大字西豊田一 丁目二
認定の有効期限	平成二十年五月二十二日

青森県告示第四百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務 所の所在地 又は住所	居宅サ ービスの 種類	居宅サ ービス事業を 行う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	上北郡七戸町 字立野頭一三 九の一	訪問介護	社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	上北郡七戸町 字立野頭一三 九の一	平成 一七・四・一
社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	上北郡七戸町 字立野頭一三 九の一	訪問介護	社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	上北郡七戸町 字立野頭一三 九の一	"
社会福祉法人 忠悠福祉会	青森市大字新 城字福田七九 の二	痴呆対応 生活共同生 活介護	グループホー ムせんじゅ園	青森市篠田二 丁目一の八	一七・四・四
社会福祉法人 七峰会	弘前市大字下 白銀町二一の 八	痴呆対応 生活共同生 活介護	グループホー ムわかば	弘前市大字若 葉二丁目一五	一七・四・七
医療法人泰人 会	八戸市新井田 西二丁目一の 二五	訪問介護	新井田クリニ ック訪問介護 事業所	八戸市新井田 西二丁目一の 二五	"
社会福祉法人 秋葉会	上北郡東北町 大字大浦字境 ノ沢一二七	訪問介護	八太郎山居宅 支援センター	八戸市大字河 原木字八太郎 山三の一四〇	"

社会福祉法人 秋葉会	上北郡東北町 大字大浦字境 ノ沢一二七	訪問看護	八太郎山居宅 支援センター 訪問看護ステ ーション	八戸市大字河 原木字八太郎 山三の一四〇	"
---------------	---------------------------	------	------------------------------------	----------------------------	---

青森県告示第四百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十七年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務 所の所在地 又は住所	居宅サ ービスの 種類	居宅サ ービス事業を 行う事業所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
十和田湖町 社会福祉法人 恵心会	上北郡十和田 湖町大字奥瀬 三平七〇の三	通所介護	十和田湖町セ ンター	上北郡十和田 湖町大字奥瀬 八字中平六一 の八	平成 一六・三・三
株式会社福祉 事業開発	広島県広島市 中区大手町一 丁目一の二六	訪問介護	折鶴の会訪問 介護事業所	青森市古川二 丁目九の一三	一七・一・五
医療法人厚仁 会	八戸市小中野 八丁目八の八	訪問看護	訪問看護ステ ーション小中	八戸市小中野 八丁目八の八	一七・三・六
医療法人志仁 会	青森市古川一 丁目一八の一	訪問看護	医療法人志仁 会田村医院	青森市古川一 丁目一八の一	"
医療法人志仁 会	青森市古川一 丁目一八の一	管理指導	医療法人志仁 会田村医院	青森市古川一 丁目一八の一	"



指定居宅介護支援事業者		居宅支援事業を行う事業所		指 月 日 定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町字立野頭一三九の一	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町字立野頭一三九の一	平成 一七・四・一
医療法人泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	新井田クリニツク居宅介護支援センター	八戸市新井田西二丁目一の二五	平成 一七・四・七

青森県告示第四百四十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十七年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		廃 月 日 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社まどか	岩手県盛岡市西青山二丁目三二の五	アズミメデイケアサビス北東北まどか指定居宅介護支援事業所	八戸市大字鮫町字林通五〇の七	平成 一七・一・三
小泊村	北津軽郡小泊村字小泊二八二	小泊村在宅介護支援センター	北津軽郡小泊村字朝間一の二五	平成 一七・一・一
医療法人志仁会	青森市古川一丁目一八の一四	医療法人志仁会田村医院	青森市古川一丁目一八の一四	平成 一七・二・六
社会福祉法人天間林村社会福祉協議会	上北郡七戸町字森ノ上一六の四	社会福祉法人天間林村社会福祉協議会	上北郡七戸町字森ノ上一六の四	平成 一七・三・三
社会福祉法人木造町社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二	社会福祉法人木造町社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二	平成 一七・二・六

議 会	議 会	議 会	議 会
社会福祉法人森田村社会福祉協議会	つがる市森田町森田月見野二七の三	森田村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	つがる市森田町森田月見野二七の三
社会福祉法人車力村社会福祉協議会	つがる市車力町花林四八	居宅介護支援事業所ゆうあいの里	つがる市豊富町屏風山一の三七
社会福祉法人稲垣村社会福祉協議会	つがる市稲垣町豊川宮川一三六の一	稲垣村在宅介護支援センター	つがる市稲垣町豊川宮川一三六の一

青森県告示第四百五十号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下北郡東通村大字目名字北ノ沢一（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐にかかる伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下北郡東通村大字目名字北ノ沢一（次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐にかかる伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百五十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所

二 測量の種類

公共測量(一級水準測量)

三 測量の期間

平成十七年五月二十日から同年九月三十日まで

四 測量の地域

青森市青森港港内

青森県告示第四百五十二号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県国土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川 岩木川水系腰巻川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年五月二十三日

三 廃川敷地等の位置

弘前市大字外崎五丁目一〇の四〇及び一〇の四一地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 八六・七五平方メートル

公 告

青森県徴税吏員証の無効

次の青森県徴税吏員証は、紛失したから無効とする。

平成十七年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	発行番号	発行年月日	発行を受けたる者の氏名	紛失年月日	紛失場所
青森県徴税吏員証 (犯則事件取締り)	第四四九八号	平成十五年七月一日	五所川原県 税務所 総括主査 薦谷洋司	平成十六年 五月二十日 から同年六 月八日まで の間の日 が不明	五所川原 市内
	第四五一一号	平成十六年四月一日	五所川原県 税務所 課長 織田勝則		

第四五一四号	五所川原県 税事務所 主幹 五十嵐弘
第四五一八号	五所川原県 税事務所 主事 相野友樹

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十七年五月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人津軽平野と大地の会
- 三 代表者の氏名  
小田桐 昭彦
- 四 主たる事務所の所在地  
南津軽郡平賀町大字館田字前田一二の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、津軽の地に居住する者に対して、稲わらの回収による環境の保全活動、農業後継者の育成指導による雇用の場の提供、障害者及び高齢者ならびに地域住民が一体となつた農業を行うことによる農産物の生産等に関する事業を行い、これをもつて地域社会の活性化及び利益の増進に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月二十三日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	山口 昭弘	青森市大字小橋字田川四三	平成 一七・四・一就任
"	東 基衛	大字左堰字野田六一の一	"
"	矢野 孝治	大字小橋字福田一七	"
"	相馬 重義	大字左堰字大科五	"
"	工藤 善吉	大字小橋字田川四七の二	"
"	土岐 富和	大字左堰字野田二二	"
監 事	長谷 司	" 三七	"
"	山口喜兵衛	大字小橋字千鳥一一	"
理 事	山口 昭弘	" 字田川四三	一七・三・三退任
"	東 基衛	大字左堰字野田六一の一	"
"	矢野 孝治	大字小橋字福田一七	"
"	相馬 重義	大字左堰字大科五	"
"	山口 勝美	大字小橋字伊沢一五の一	"
"	福岡 栄一	大字左堰字野田一の一	"
監 事	長谷 司	" 三七	"
"	山口喜兵衛	大字小橋字千鳥一一	"

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、原別土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月二十三日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

区役員の 氏名	住 所	退任の年月日
鹿内源次郎	青森市原別二丁目四の二八	平成一七・三・三

土地改良区の役員及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月二十三日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

区役員の 氏名	住 所	就任及び退任 の年月日
大和山 進	八戸市南郷区大字島守字下江花沢三三	平成一七・四・一六就任
高山 利男	字高山二九	
上沢 邦男	字五輪六の四	
太田 松孝	字小平六の一	
林 喜一郎	字砂籠二三	
坂下 孝志	字馳下り九	
山口 歳男	字上荒谷一二の一	
四戸岸昭則	字上江花沢一の一	
加賀 文雄	字門前二〇の一	
宮川 和雄	字石橋二二の一	
前田 幸男	字上旦平一二の二	
金澤 春政	字馬ノ墓一	
坂本 芳男	字石橋二二の一	

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒屋平土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月二十三日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

区役員の 氏名	住 所	住所変更の 年月日
中村 栄三	旧住所 上北郡七戸町字太田野七の二三 新住所 上北郡七戸町字太田野七の四	平成一七・四・一

区役員の 氏名	住 所	退任の年月日
松村 敏明	字館二二の二	
住沢 秀男	字前田一一九	
大和山 進	字下江花沢三三	一七・四・一五退任
世増 由雄	字前田一二〇	
高山 利男	字高山二九	
村松 節男	字畑四五	
堰端 秀昭	字白山一	
春日 三雄	字春日九の一	
外館 達男	字外館三六	
平 栄男	字古坊四九	
平 義博	字上江花沢二九	
太田 松孝	字小平六の一	
宮川 和雄	字石橋二二の一	
林 春男	字坂ノ下九の一	
坂本 芳男	字石橋二二の一	
松村 敏明	字館二二の二	
田畑 義治	字東台五	

発行年月日 平成十七年五月二十八日	発行番号	区分	番号	ページ	行
教育委員会告示	第八号	一	表		
北村義文	五月三十日から同月十四日まで (土曜日及び日曜日を除く) 午前九時から午後四時まで	誤			
北村義文	五月三十日から六月十四日まで (土曜日及び日曜日を除く) 午前九時から午後四時まで	正			

教育庁義務教育課

発行年月日 平成十七年五月三十日	発行番号	区分	番号	ページ	行
訓令甲	第一四号	五	上		
規則	第三三三号	四	上		
後ろから 四	後ろから 一三	勤務時間に	第二項の規定による	誤	
勤務に	第二項の			正	

人 事 課

正  
誤

浦田 修一	旧住所 上北郡七戸町字沼ノ沢四六	新住所 上北郡七戸町字沼ノ沢四六の一
	一六・八一	

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭